

南箕輪中学校スポーツ・文化活動ガイドライン

〔 改定版 〕

平成 30 年 4 月 策定

令和2年 1月 改定

令和7年 3月 改定

南箕輪村教育委員会

「南箕輪中学校スポーツ・文化活動(以下「部活動」という。)ガイドライン」策定の趣旨

南箕輪中学校部活動は、学校教育の一環として行われ、家庭との連携のもと、生徒が興味・関心がある活動に自ら取り組むことを通して、個々の個性や可能性を伸ばすことができる。体力や技能の向上とともに、異年齢との交流の中で、目標に向かって仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、生徒同士や教師(顧問)等との人間関係の構築を図ったり、社会性を育んだり、自己肯定感を高めたりする等、教育的意義は大きい。

一方、少子化や部活動に関する教職員の負担軽減の課題から、本村では令和6年11月28日に、休日の地域クラブを立ち上げ、令和7年4月から、平日の部活動と連携をとりながら、休日の地域クラブを実施していくこととなった。

上記のことを踏まえ、本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の部活動において、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動の環境を構築するという観点から、以下の点を重視して地域・学校・活動内容等に応じて適切な実施がされることを目指す。

1 部活動指導方針

- (1) 集団での活動を通し、仲間との連帯感や協力・協調性の大切さを学び、自主的・継続的な活動により自己肯定感を高め、豊かな人間性を育成する。
- (2) 心身の調和の取れた発達(育ち)を考えた活動内容により、健康で明るく潤いのある生活を送ることができるようにする。
- (3) 休日の地域クラブ及び総合型地域スポーツクラブ「NPO法人南箕輪わくわくクラブ」(以下「わくわくクラブ」という。)と連携をとりながら運営する。

2 活動について

「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」(令和6年3月長野県教育委員会)を踏まえ、本村の実情に沿った運用としていく。

(1) 活動時間

① 平日の活動

ア 朝の活動は、通年原則として行わない。

イ 放課後の活動は、勤務時間内で実施することを基本とする。

(部活動は基本的には平日のみの活動とする。休日の地域クラブの活動時間と含めて週11時間程度以内となるよう配慮する。)

ウ 原則、平日に1日以上休養日を設定する。

※活動時間について

・スポーツ活動……会場への移動・準備・片付け・ミーティング・試合後の休憩・見学等は含ま

ない。

・文化活動・・・会場への移動・準備・片付けの時間は含まない。

② 休日の活動

・休日の部活動は、校長が許可した中体連等主催等の大会、コンクール、各種発表会等に参加する場合に限る。大会参加においては、事前に休日の地域クラブと十分に連携をとる。その際は、生徒の疲労状況等健康状態を考慮し、決して無理の無いように計画するとともに、保護者の理解を十分に得ることとする。また、週の活動時間が、休日の地域クラブの活動と合わせて 11 時間程度以内になるように配慮する。

③ 長期休業中の活動

・休業日の日数から練習できない日(土日・祝日、お盆・正月など)を除いた日数の 1/2 を原則とする。

④ 活動予定表

・各部は、指導方針、活動時間、活動内容、参加予定の大会、諸経費等を明記した年間活動計画を作成し、校長の承認を得て、職員・保護者に配付する。

・顧問は月ごとの活動予定表を作成し、校長の許可を得て家庭に配付する。

・長期休業中の活動計画は、全部活動計画を一覧にして職員へ配付・周知する。

・平日に、小中学校体育館、村民体育館を利用して活動する部は、他の使用者との調整のため月ごとの計画を教育委員会事務局とわくわくクラブに提出する。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ・文化活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ傷害の予防や文化活動中の傷害の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。特に、スポーツ活動においては文部科学省が平成 25 年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」、文化活動においては文部科学省が平成 30年12月に作成した「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、また、次のア及びイの指針等の内容の取り扱いにも十分留意する。

ア 熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。))等を参考に、例えば熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発せら

れた時間帯における活動は原則として行わないようにし、活動する場合には必要に応じて冷房の効いた部屋に移動する等生徒の体調管理を最優先に対処する。

- イ 重大事故の防止に向け、「頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート(長野県教育委員会)」を体育施設等に掲示し、安全に十分配慮して指導するとともに、脳しんとうを含む頭頸部損傷における競技への復帰に際しては、医師の診断を仰ぐ等、適切に対処する。

(2) 適切な指導の在り方

- ア 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ傷害のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入を図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- イ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- ウ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、下記クの研修講座等及び下記ケの手引書等を活用し、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら指導を行う。

- エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、発達の個人差や心と体の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- オ スポーツ・文化芸術活動を行う上で勝利や好成績を目指したり、今以上の水準や記録に挑戦したりする傾向も見られるが、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、そのみを重視した過度な活動とならないよう十分に留意する。

カ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中学生期だけでなく、次のステージへ、そして生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動へとつなげていく責任を担っていることを自覚し、生徒の多様なニーズに応じるため、生徒との意見交換等を通じて生徒の実態に応じた運営、生徒の主体性を尊重した活動となるよう工夫する。

キ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運営方法や指導方法を定期的に振り返りながら改善する等、柔軟な運営に努める。

ク 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会や村教育委員会が主催する指導者を対象とした研修会や講習会等に積極的に参加する。

ケ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、「運動部活動指導運営実践マニュアル集(長野県中学校体育連盟及び県教育委員会)」や、中央競技団体(スポーツ競技の国内統括団体)が作成した運動部活動の指導手引書を活用し、合理的で効率的かつ効果的な指導を行う。

4 活動上の留意点

- (1) 正副顧問が協力して指導にあたる。顧問が不在の場合は活動を行わない。
- (2) 土日等における、中体連主催等の大会、コンクール、各種発表会等への参加は、参加(引率)計画を作成し、校長の許可を得る。参加(引率)計画は、保護者・職員(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事(係)、事務、部活動係)に配付する。また、休日の地域クラブとの連携を十分にとる。
- (3) 活動中のケガによる医療費の請求手続きについて
・日本スポーツ振興センターの災害給付を活用する。

5 休日の地域クラブ

- (1) 部活の顧問と休日の地域クラブの役員(指導者)は、1 部活動指導方針(1)(2)に基づき、綿密な連絡・連携を取り合い、生徒を伸ばす方向を共に考えていく。
- (2) 中体連主催等の大会、コンクール、各種発表会等に部活動として参加する場合は、顧問は、参加の手続き等を一切行うとともに、休日の地域クラブの指導者とも連携を図る。